



委 託 内 訳 書				
名 称	数 量	単 位	金 額	摘 要
1 業務価格				
(1) 直接人件費	1	式		
(2) 諸経費	1	式		
(3) 技術料等経費	1	式		
(4) 特別経費	1	式		
業務価格				
2 消費税等相当額	1	式		
委託費				

## 解体工事設計業務委託仕様書

本設計業務は「埼玉県建築工事委託業務実務要覧（平成30年版）」第2-1「埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書」第1章から第3章を準用する。

標準業務は、設計に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約に基づき、その債務を履行するために行う業務とする。

### 実施設計に関する標準業務

工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、設計意図をより詳細に具体化し、それらを総合した成果図書を作成するために必要な業務を表1に定める。

<表1>

項目		業務内容
(1) 要求等の確認	(i) 発注者の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 解体工事に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、解体工事を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 解体設計方針の策定	(i) 総合検討	解体工事における躯体、内外装及び設備類の各要素のほか、アスベスト含有建材等の適切な処理について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 解体設計のための基本事項の確定	発注者と協議して合意に達しておく必要のあるものを含め、解体設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 解体設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、解体設計方針を策定する。
(4) 設計図書の作成	(i) 設計図書の作成	解体設計方針に基づき、発注者と協議の上、

		<p>技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、解体設計図書を作成する。なお、解体設計図書においては、工事施工者が解体すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、アスベスト含有建材の有無など特に指定する必要がある解体に関する情報（工法、施工管理の方法等含む）を具体的に表現する。</p>
	<p>(ii) 解体工事に係る申請図書の作成</p>	<p>関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、解体設計図書に基づき、必要な関係機関等への申請図書を作成する。</p>

# 解体設計業務仕様書

## I 業務概要

### 1 解体対象物

#### (1) 旧豊田本自警消防隊火の見やぐら

- ア 委託場所 川越市豊田本4丁目24番地2
- イ 建築年 昭和61年
- ウ 構造規模 鉄骨4脚 高さ 約11.3m

#### (2) 旧中台自警消防隊火の見やぐら

- ア 委託場所 川越市中台南2丁目10番地16
- イ 建築年 昭和46年
- ウ 構造規模 鉄骨4脚 高さ 約11.8m

#### (3) 旧伊佐沼自警消防隊器具置場・火の見やぐら

- ア 委託場所 川越市大字伊佐沼54番地2
- イ 建築年 昭和36年
- ウ 構造規模 CB造平屋  
屋根上火の見やぐら 高さ 約13m
- エ 敷地面積 約39㎡
- オ 延床面積 約9.91㎡

### 2 履行期間

契約締結日から令和8年10月16日まで

## II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）を準用する。

### 1 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### ア 解体実施設計内容

- ① 解体建築工事実施設計
- ② 解体電気設備実施設計
- ③ 解体外構設備工事実施設計

##### イ 発注予定工事

- ① 旧豊田本自警消防隊火の見やぐら解体工事
  - ② 旧中台自警消防隊火の見やぐら解体工事
  - ③ 旧伊佐沼自警消防隊器具置場・火の見やぐら解体
- ※ 発注形態による分割等の変更があった場合は監督員の指示による。  
その場合、設計図書及び積算書は工事ごとに作成すること。

(2) 追加業務の内容及び範囲

ア 積算業務

- ① 工事内訳書の作成
- ② 積算数量算出書の作成
- ③ 単価作成資料の作成
- ④ 見積の徴収
- ⑤ 見積比較検討資料の作成

(3) リサイクル計画書の作成

(4) 関係法令等に基づく各種申請図書の作成

(5) アスベスト定性分析調査（2検体）

### 3 業務の実施

(1) 一般事項

ア①解体実施設計業務は、解体対象建物等の現況を十分調査のうえ、関連法規及び適用基準等によって行う。可能なかぎり実測し、図面に反映すること。

②仮設工事や安全対策に十分留意したうえで、周辺環境を考慮し解体工法検討すること。

イ 積算業務は、下記の内容に留意して作成すること。

① 積算は、監督員の承諾を得た解体実施設計図をもって行うこととし、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準等による。

② 設計単価の優先順位は、埼玉県建築工事積算標準単価表→市場単価（施工単価・建築コスト・建設物価・積算資料等）→カタログ単価→見積りとする。また、刊行物における市場単価の比較資料を作成し、設計単価を決定すること。なお、見積りについては、見積り先を3者以上と比較することを原則とし、見積り額を整理した比較表を作成し、監督員の承諾を受けること。

③ 見積りはあくまで参考見積りとし、極力歩掛等により代価を作成すること。やむを得ず見積りを採用する場合は、埼玉県建築工事積算標準単価表や刊行物との価格比率等などにより、監督員と協議の上、査定率を決定すること。

④ 設計に使用した単価資料はコピー等し、単価採用部分をマーキングして提出すること。

⑤ 設計図書には特定の製品名又は製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難しい場合はあらかじめ監督員と協議するものとする。

⑥ 数量は、中間出来高時に使用できるように整理すること。なお、詳細については

監督員の指示によること。

⑦ 単価の採用については、最新のものとすること。

⑧ 設計書の作成は、RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）の内訳書作成システムによること。

(2) 打合せ及び記録

ア 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

① 業務着手時

② 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

③ 設計業務実施状況について、月初めに先月分の報告を行う。（委託期間毎月）

(3) 適用基準等

ア 共通

① 川越市環境方針

② 建設副産物の手引き

③ 彩の国建設リサイクル実施指針

④ 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル

イ 建築

① 建築物解体工事共通仕様書

② 埼玉県建築工事特別共通仕様書

③ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

④ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

⑤ 公共建築数量積算基準

⑥ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

⑦ 営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

ウ 設備

① 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書

② 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

③ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

④ 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書

⑤ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

⑥ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

⑦ 公共建築設備数量積算基準

⑧ 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）

(4) 貸与資料等

ア 設計図書等

建築物名	既存図	CADデータ	備考
旧豊田本自警消防隊火の見やぐら	無し	無し	
旧中台自警消防隊火の見やぐら	無し	無し	
旧伊佐沼自警消防隊器具置場その他	無し	無し	器具置場アセスメント調査報

			告書あり
--	--	--	------

イ 貸与場所 (川越市役所建設部建築住宅課)

ウ 返却場所 (川越市役所建設部建築住宅課)

(5) 部分引渡しの指定部分 なし

(6) 成果物について

ア 提出場所 川越市役所建設部建築住宅課

イ 提出期限 令和8年10月16日

提出図書等一覧表により、成果物引渡書に提出物一覧表を添付のうえ、クリアボックスにまとめ提出すること。

【提出図書等一覧表】

図書名等	部数	データ	備考
1 解体図面			
・解体建築設計図(附属棟含む)	1部	○	・作成図面はA2とするが、提出図面はA3縮小版とする。
・解体建築特記仕様書	1部	○	
・解体建築構造図	1部	○	
・解体設備設計図(屋外設備含む)	1部	○	
・解体設備特記仕様書	1部	○	
2 積算書類			
・解体工事費積算書	1部	○	
・積算数量算出書	1部	○	
・単価に関する資料	1部	○	
3 その他			
・各記録書(官公庁等の協議記録等)	1部	○	
・打合せ議事録	1部	○	
・解体工事工程表(試案)	1部	○	
・解体工法等の資料作成	1部	○	
・電子データ(CD-R)(電子納品作成要領による)	1部	○	
・現地調査写真綴り	1部	○	
・アスベスト含有分析調査報告書	1部	○	
・成果品収納ケース			

※ データ形式は、doc・xls・pdf・dwg・jpegを想定しているが、提出前に監督員の承諾を得ること。（提出媒体はCD-RもしくはDVD-Rとする）

(7) アスベスト含有建材について

ア アスベスト含有の可能性のあるものは早期に報告すること。

イ アスベスト含有の可能性のある場合は、本業務委託で分析調査を実施し、分析結果を設計図書に反映すること。

(8) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該解体工事の受注者に貸与し、当該解体工事における施工図作成等に使用することがある。

(9) 内訳書作成について

内訳書の作成は、RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）の内訳書作成システムによること。

# 旧伊佐沼自警消防隊器具置場・火の見やぐら

## アスベスト分析調査特記仕様書

### 1 建物概要

名称：旧伊佐沼自警消防隊器具置場・火の見やぐら  
所在地：川越市伊佐沼 54 番地 2  
建築年：昭和 36 年度  
構造・規模：コンクリートブロック造・平屋

### 2 調査内容

図面の写し及び現地確認により、対象施設から試料を採取し、JIS A 1481 - 1 : 2016「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」により、定性分析を行う。

現地作業にあたっては、事前に現地を確認し、担当職員及び対象施設管理者と打ち合わせを行い、調査対象部周辺の状況を十分に把握して作業を進めること。採取の際は、粉じんの飛散を防ぐと共に防塵マスクを着用するなどの安全対策を講じること。また、高所での作業を行う場合は、落下・転倒防止の対策を講じること。

なお、対象建材は下記のとおりとし、対象項目は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトとする。

調査対象箇所 計 2 箇所

※ 試料採取場所及び箇所数については、担当職員と協議の上、決定すること。

旧伊佐沼自警消防隊器具置場：2 箇所

部位	対象部材	対象室名（参考）
天井	リシン吹付	-
屋根	塗膜防水	-

※ サンプル採取後の補修方法については担当職員と協議すること。

### 4 日程等

試料採取等現地作業の実施にあたっては、担当職員と協議を行い実施すること。

### 5 調査とりまとめ

調査結果を整理製本の上、調査結果報告書を 1 部提出する。

- ① 試験結果報告書（主材と下地調整材等は層ごとに結果を記載すること）  
（分析結果の証明書、記録写真：採取箇所及び採取試料、採取位置図）
- ② その他担当職員が必要と認めるもの

6 その他注記事項

本調査において、既存の建物等に損傷等を与えた場合は、受注者の責任において修復すること。

7 再委託について

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越地区消防組合の承諾を得る必要がある。

8 実施計画書の提出について

試料採取前に実施計画書を提出し、内容について監督員の承諾を受けること。

委託名	旧豊田本自警消防隊火の見やぐらほか2棟解体工事設計業務委託
委託場所	川越市豊田本1丁目24番地2ほか2箇所

# 案内図

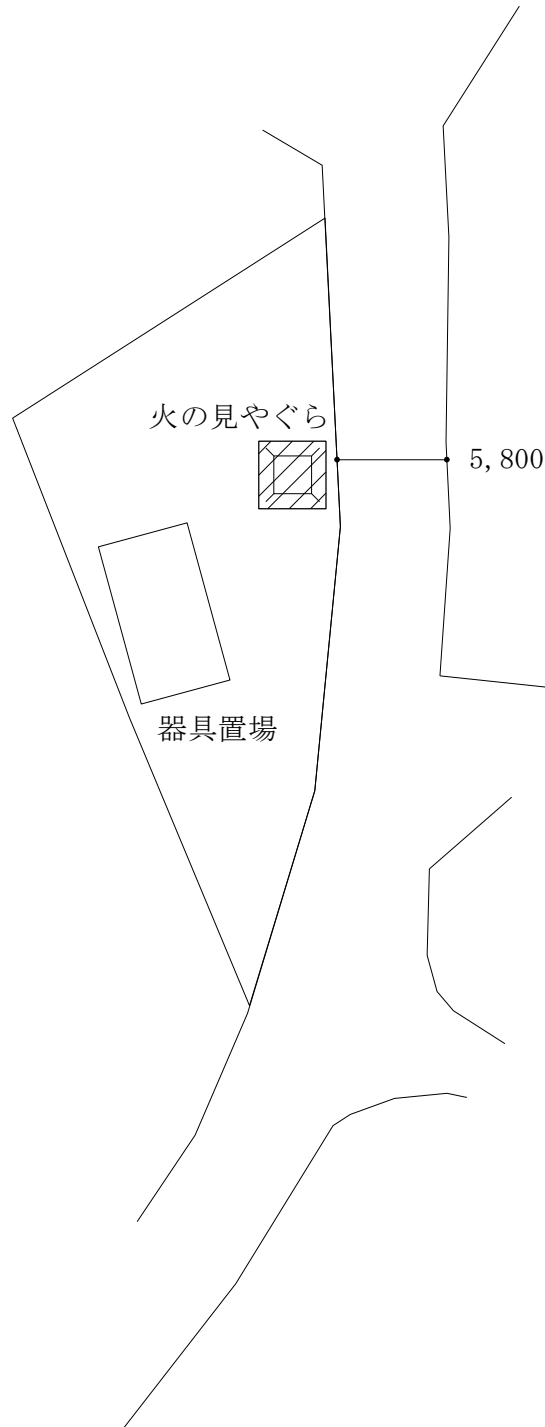
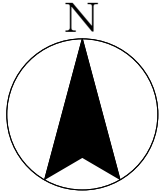
旧豊田本自警消防隊器具置場



委託名	旧豊田本自警消防隊火の見やぐらほか2棟解体工事設計業務委託
委託場所	川越市豊田本1丁目24番地2ほか2箇所

# 配置図

旧豊田本自警消防隊器具置場  
S = 1 : 400



凡例

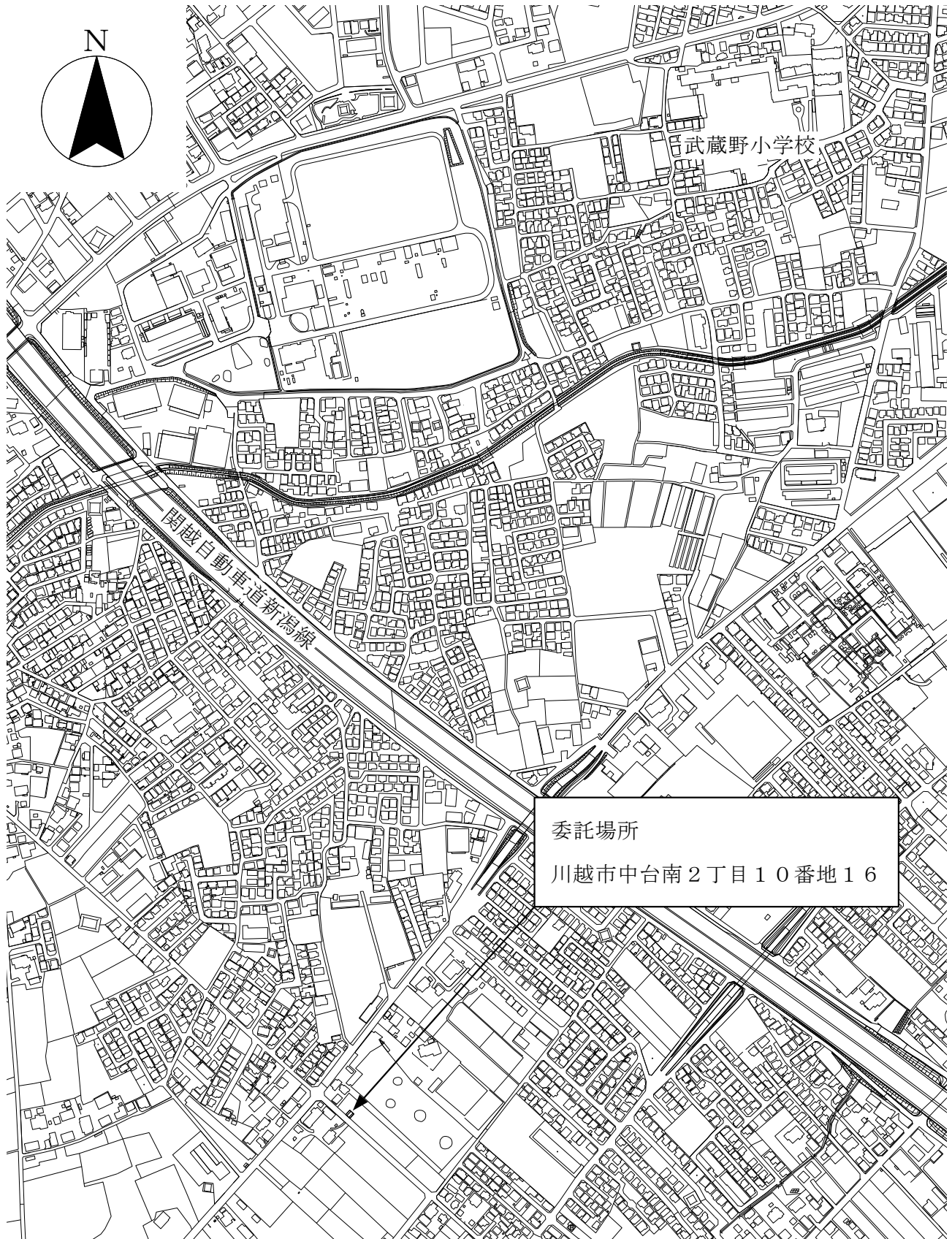


本委託範囲

委託名	旧豊田本自警消防隊火の見やぐらほか2棟解体工事設計業務委託
委託場所	川越市豊田本1丁目24番地2ほか2箇所

# 案内図

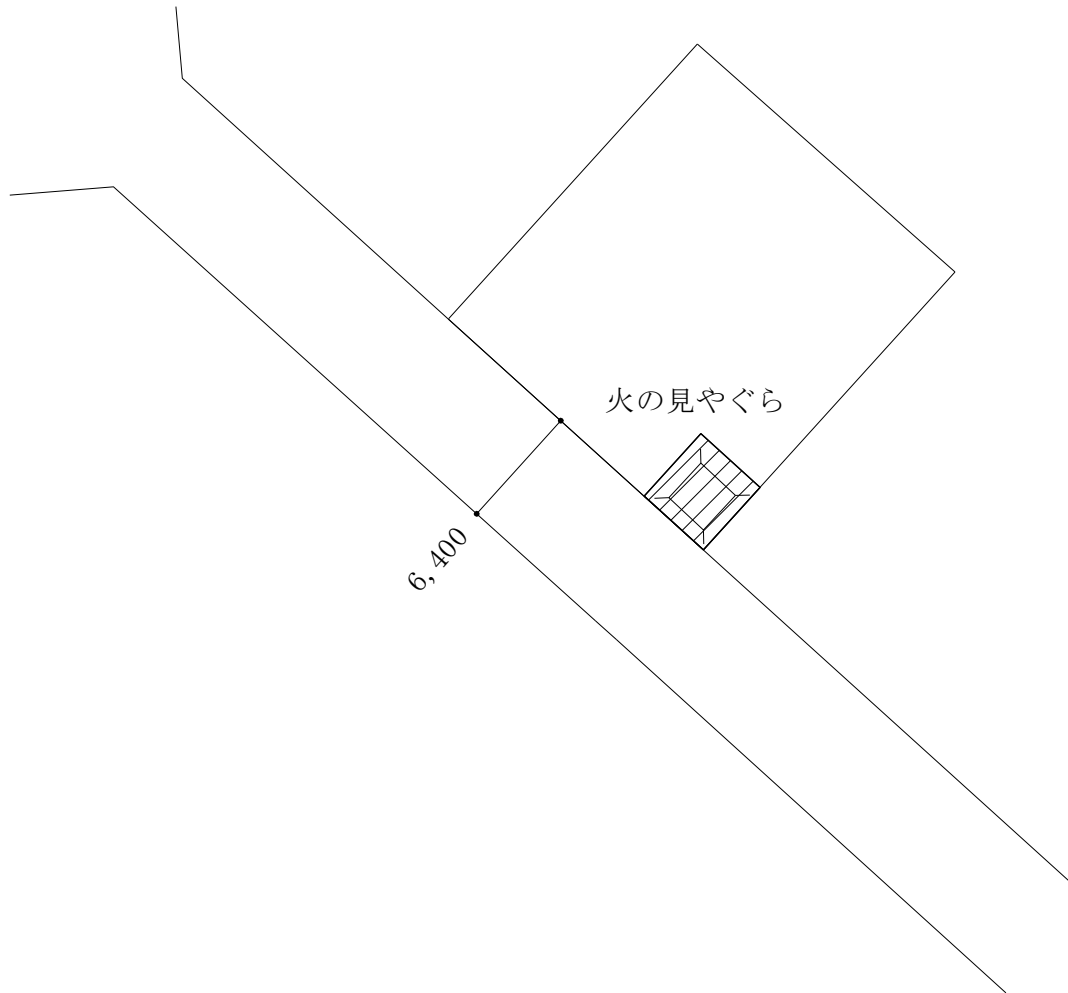
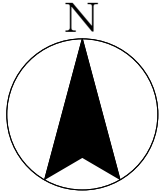
旧中台自警消防隊火の見やぐら




委託名	旧豊田本自警消防隊火の見やぐらほか2棟解体工事設計業務委託
委託場所	川越市豊田本1丁目24番地2ほか2箇所

# 配置図

旧中台自警消防隊火の見やぐら  
S = 1 : 400

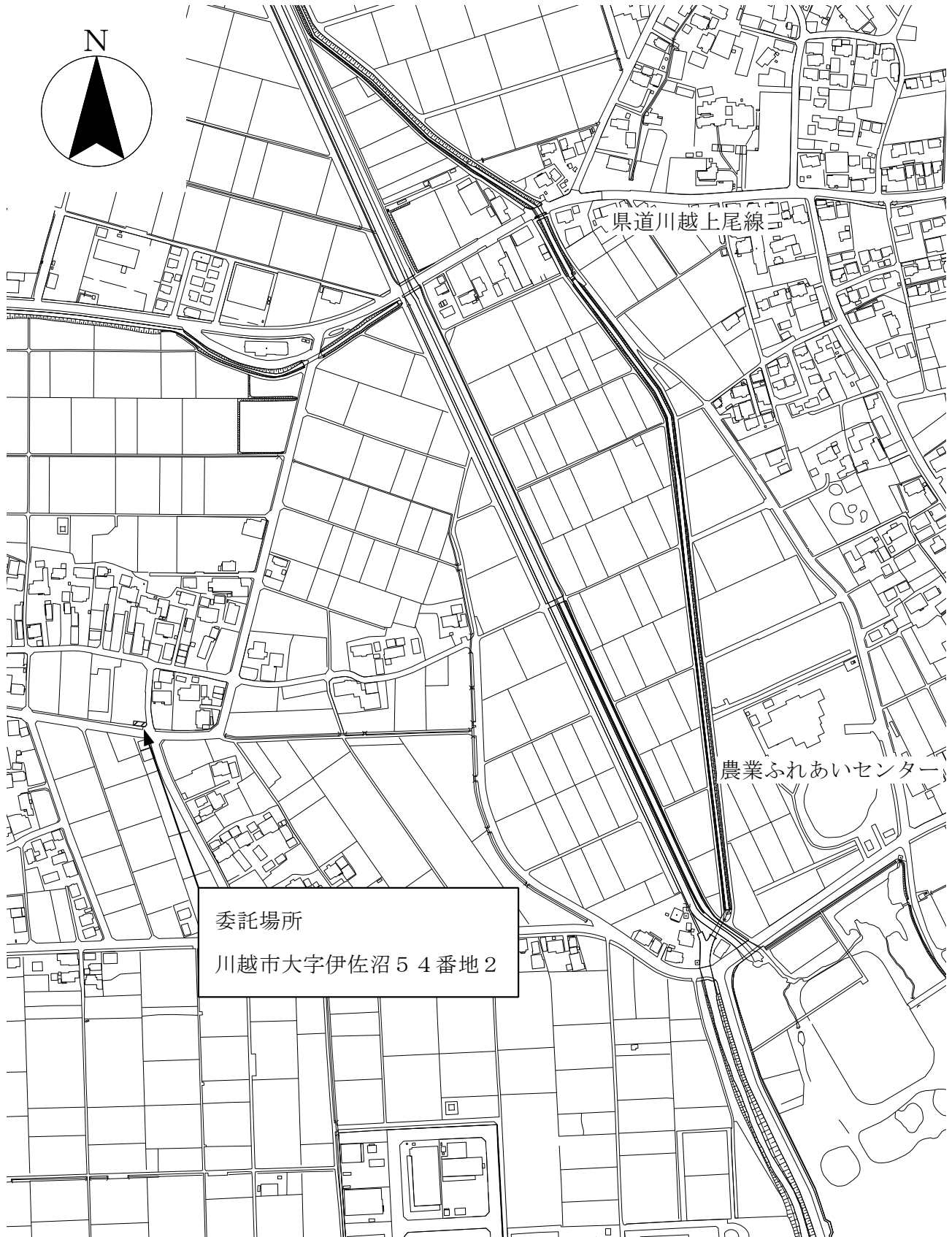


凡例  
 本委託範囲

委託名	旧豊田本自警消防隊火の見やぐらほか2棟解体工事設計業務委託
委託場所	川越市豊田本1丁目24番地2ほか2箇所

# 案内図

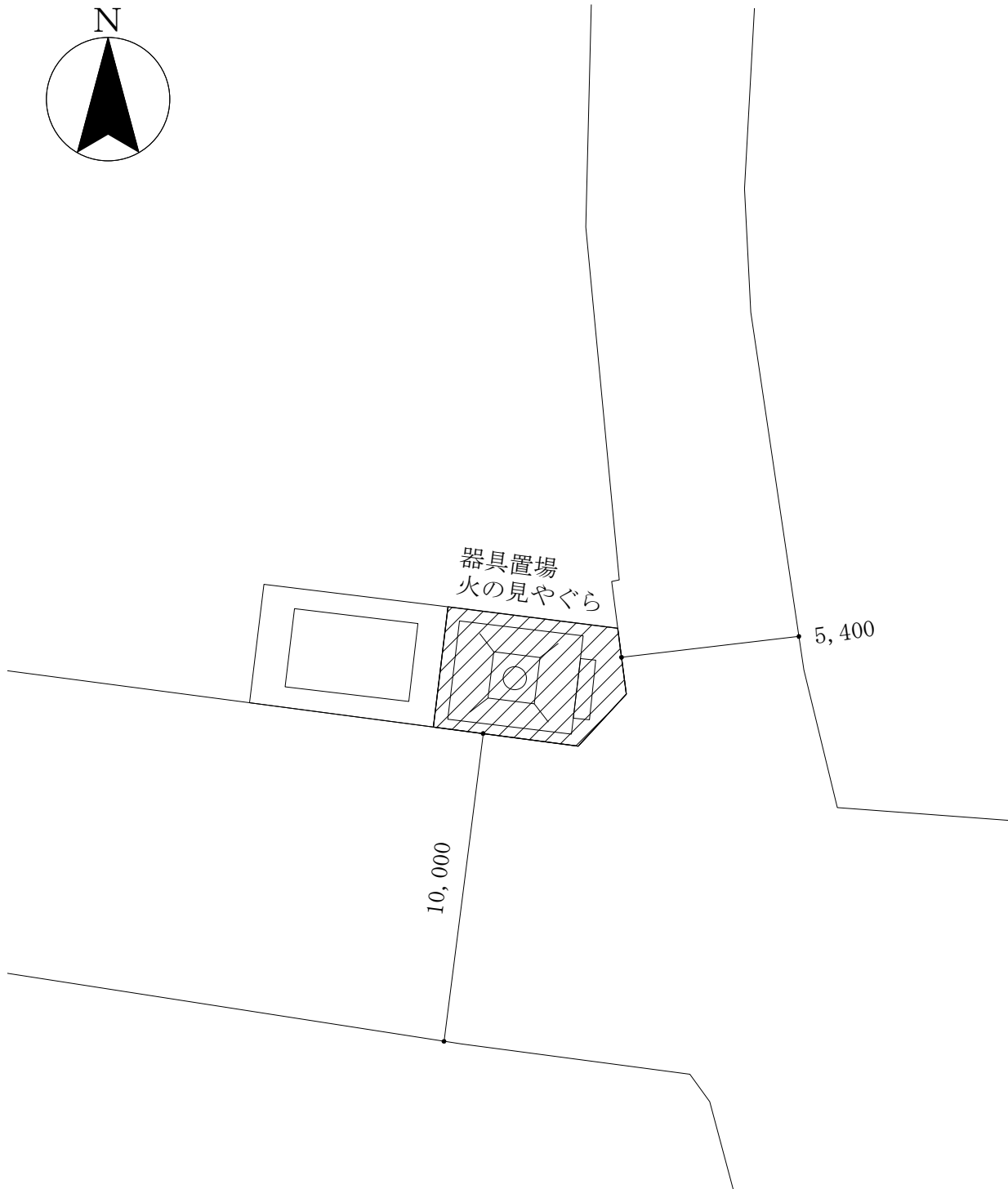
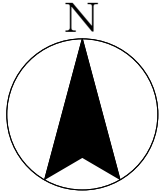
旧伊佐沼自警消防隊器具置場



委託名	旧豊田本自警消防隊火の見やぐらほか2棟解体工事設計業務委託
委託場所	川越市豊田本1丁目24番地2ほか2箇所

# 配置図

旧伊佐沼自警消防隊器具置場  
S = 1 : 200



凡例



本委託範囲

# 電子納品作成要領

## 1. 趣旨

本要領は、地質調査、耐震診断及び設計等の業務委託のほか、建築工事及び設備工事等における電子納品を実施するにあたり必要な事項を定める。

## 2. 電子納品の定義

電子納品とは、地質調査、耐震診断及び設計等の業務委託のほか、建築工事及び設備工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

## 3. 電子納品の対象とする図書等

別表 1、別表 2 による

## 4. 納品部数

別表 2 による

## 5. 電子データ作成

### (1) CAD データ

- ・ DWG 形式とする。ただし、この形式による提出が困難な場合は、監督員と協議のうえ別形式とすることができる。

### (2) PDF データ

- ・ CAD データ変換もしくは原図からのダイレクトスキャン方式により、PDF 形式ファイルを作成すること。
- ・ 解像度は 600 dpi 相当以上とする。
- ・ 寸法合わせの誤差は極力無くし、図面の原寸大になること。(過度の余白は入れない)

### (3) 提出媒体

- ・ 提出する記録メディアは CD-R (650MB 相当以上) とする。
- ・ フォルダ名及び構成については、監督員の指示による。
- ・ CD-R 表面ラベル及び CD ケースには市指定の記載事項を明記すること。

## 6. 上記以外の電子データ作成

- ・ 表形式は Microsoft Excel (.xls) 形式にて提出すること。
- ・ 文書形式は Microsoft Word (.doc) 形式にて提出すること。
- ・ 写真データは Jpeg (.jpg) (.jpeg) (.jpe) 形式にて提出すること。
- ・ ファイル名及び構成については、監督員の指示による。
- ・ その他の電子データについては、監督員と協議のうえ提出すること。

## 7. 検査

- ・ 納品される成果物について、記録媒体のキズ及び汚れ等の物理的クレーム及び、記録内容の適正な検査を受けなければならない。
- ・ 検査の結果不合格の場合は、監督員と協議のうえ再度スキャニング作業等を行うほか記録媒体の交換等を行い、再検査を受けるものとする。

## 8. 厳守義務

- ・ 受注者は、受注業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 9. その他

- ・ 仕様書に明記の無い箇所及び不明な箇所は、監督員と協議のうえ指示に従うこと。
- ・ 提出するCD-Rはウイルスチェックを行い、委託名称、作成年月、受注者名、何枚目／総枚数、ウイルス対策ソフト名を記入すること。

別表1 設計業務委託の電子納品対象図書

種別	図書名	適用	備考
設計図面	設計図面	○	CAD データ・PDF データ
設計書	設計書（内訳書）	○	単価比較表等を含む
写真	調査記録写真など	○	
その他提出書類		△	

○：積極的に電子納品するもの

△：状況により電子納品するもの

別表2 納品内容および部数

分類	対象図書	提出媒体	部数
設計業務委託	CAD データ、Jpeg データ等 ・ 設計図面 ・ 設計書 ・ 写真（デジタル写真の場合） ・ その他提出書類	CD-R (650MB 相当以上)	正・副各1部 計2部
	PDF データ ・ 設計図面	CD-R (650MB 相当以上)	正・副各1部 計2部

## 共通事項

### (総則)

- 1) 設計業務受注者（以下「受注者」という）は、公務員の精神に則り、公共の利益のためにより高度な知識と経験を傾注し、誠意をもって設計にあたらなければならない
- 2) 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、市の正当な利益を擁護しなければならない。

### (設計の理念)

- 3) 受注者は設計にあたり、公共建築物の社会的使命と機能を十分に認識して、安全性合理性、耐久性、経済性、及び維持保全性等を研究し、設計しなければならない。
- 4) 受注者は、建築物の敷地条件、自然的条件及び社会的条件を十分に調査研究し、創造性、美観性及び機能性を発揮し、川越市の風土を活かし市民にとって親しみやすく文化性の高いものを設計しなければならない。
- 5) 建築物、及び建築設備の設計にあたっては、建築物の用途、及び立地条件を勘案して、その配置計画、意匠計画、構造計画、建築設備設計等に省エネルギー・省資源対策を充分配慮して設計しなければならない。
- 6) 受注者は、市の示す設計要求書等に従って設計するものとし、過大な設計を行ってはならない。またコスト縮減を積極的に図るものとする。
- 7) 川越市環境方針に基づく、川越市環境にやさしい率先実行計画（公共事業における環境配慮）に沿って、環境への配慮を徹底するものとする。また、ノンアスベスト材料の選定を推進するものとする。
- 8) ホルムアルデヒド等有害化学物質の発生抑制を図るなど室内環境に配慮するものとする。

### (設計の技術援助の禁止)

- 9) 受注者は設計にあたり、施工業者、又は製造業者等から有償、無償を問わず一切の技術援助、その他の利益、又は助力を受けてはならない。ただし、特別の事由により必要とする場合は、市と協議し承諾を受けなければならない。

### (協力事務所に関する協議等)

- 10) 受注者は、受注した設計のなかで構造設計、設備設計、積算等の協力事務所を必要とする場合は、市と協議し、再委託に関する承諾を受けなければならない。仕様書の各事項は、協力事務所にも適用するものとする。

### (打合せ等)

- 11) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 12) 受注者が設計業務実施のため必要な事項について関係機関と協議等を行った場合は協議内容等を取りまとめ、打合せ記録簿に記録し、監督員に提出する。

### (材料、工法等)

- 13) 使用材料の選定にあたっては、十分に検討の上、使用するものとし、諸資材は、県内産品の使用を優先するよう配慮するものとする。
- 14) 新材料、新製品、新工法については、相当な期間の使用経験、施工実績等を勘案し積極的な採用はさしひかえるものとする。
- 15) 特許、実用新案等を伴う材料、工法は、採用してはならない。
- 16) 外国製の材料、機器は、使用してはならない。
- 17) 14)、15)、16)については、市がその使用、採用について承諾した場合はこの限りではない。

(図面表示)

- 18) 機械、機器類の容量、圧力等の数値は、日本工業規格、その他公的な規格のあるものとする。ただし、特定の事由により製造業者のカタログ値、公表値等を表示する場合は、あらかじめ監督員と協議し承諾を受けなければならない。
- 19) 機械、機器の性能及び作動方法等並びに姿図及び詳細図等は、特定の製造業者等の1社によるものを表してはならない。ただし、特定の事由により必要とする場合は、あらかじめ監督員と協議し承諾を受けなければならない。

(積算)

- 20) 工事価格を積算するための数量の計測・計算の方法及び価格の算出方法については「建築工事数量積算基準・同解説(建築工事建築数量積算研究会制定)」「建築設備数量積算基準・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」に拠り、内訳書の作成については「建築工事内訳書作成要領(建築工事内訳書標準書式検討委員会制定)」「公共建築工事内訳書標準書式【設備工事】・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」に拠るものとする。
- 21) 設計、及び積算にあたり、製造業者、商社等から参考見積をとる場合は、あらかじめ監督員と協議を行う。

(関係法令等の遵守)

- 22) 設計業務の実施に当たっては、建築基準法、消防法、その他の関係法令等を遵守しなければならない。
- 23) 各種打合せの結果、設計に重大な影響を及ぼす事項がある場合は、遅滞なく市に連絡しなければならない。

(その他)

- 24) 設計にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「川越市開発行為等指導要綱」及び「雨水調整計算要綱」等を遵守しなければならない。
- 25) 報告書等を印刷物で作成、提出する場合は、古紙配合率70%以上、本文白色度70%程度以下とする。
- 26) 各種の設計にあたり、別に示された指導、基準、要領、指針等がある場合は、それに従うものとする。
- 27) 基本設計、実施設計については、埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書第3章、第4章をそれぞれ準用する。